

# 会場でのルール

この検討会議は、会場にいる傍聴者の皆さん、いつでも自由に発言できる「公開討論会」ではありません。

基本的に、地域住民や労働者、支援者や施設等の代表である「検討会議委員」が行う議論を聞いていただく場です。したがって、会場から大声で発言したり、騒音をだしたりすることは認められません。

ただし、皆さんが意見を言える場として、アンケートや、傍聴者のワークショップ（会場の皆さんの意見を書き込んでいただき、それをもとに議論する時間）、あるいは傍聴者の皆さんの意見を聞くための特別の回次を用意していますので、そこで意見や質問をしてください。

2回注意しても、まだルールに従っていただけない場合には、会議の進行ができなくなりますので、残念ながら、その方には退場をお願いすることになります。また、ルール違反があまりにひどい場合には、次回から会議の傍聴そのもののあり方を検討せざるを得ない可能性もあります。

裏面にある傍聴要領をよく読んで、ルールを守っていただけますように、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

# 傍聴要領

## 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において会議の座長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 傍聴者の遵守事項…傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、垂れ幕などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

## 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会議の座長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないとときは、退場していただく場合があります。